

武蔵野市議会 業務継続計画（議会BCP）行動基準

この行動指針は、2023年3月に策定した武蔵野市議会業務継続計画で定めた基本方針・基本体制を実効的にするため、2024年度議会運営委員会により「行動基準」として作成するものである。

[議会BCPについて | 武蔵野市公式ホームページ \(musashino.lg.jp\)](https://musashino.lg.jp)

目次

1. 行動の優先順位 災害の種類 P2
2. シナリオごとの行動基準
 - 議会事務局が、初動期に、災害1・2 P3、4
 - 議会事務局が、初動期に、災害3 P5
 - 議会事務局が、安否確認以降に、災害1・2・3 . . . P6
 - 議会・議員が、初動期に、災害1・2 P7
 - 議会・議員が、初動期に、災害3 P8
 - 議会・議員が、安否確認以降に、災害1・2・3 . . . P9
3. 体系図 P10

1. 行動の優先順位 (業務継続計画再掲)



優先
順位

1. 自身の安全確保・家族の安全確保
※LINEWORKSを既読にする
2. 家族と周囲の安否確認
3. 住居や周囲の被害状況の確認
4. 避難誘導/被災者がある場合は、救援活動
5. 議会事務局に安否の報告
6. 連絡方法の確保
7. 市役所に参集/非常時優先業務等

災害の種類 ※武蔵野市地域防災計画に準じる。

災害1：震災（原則震度5弱以上）

災害2：風水害等 火山噴火降灰 大規模事故

災害3：感染症等

2. シナリオごと行動基準 1/6 - ①

議会事務局 初動期 災害1・2

どこにおいて	災害の種類	議会事務局職員の行動基準
シナリオ1 (平日勤務時間中) (庁内にいる前提)	災害1・2	職員は、自身の安全確保、家族の安否確認を行った後、速やかに非常時優先業務にあたる。 シナリオ1-1(本会議又は委員会開催中) まず、議長又は委員長の指示に基づき、議員と傍聴者等の避難誘導を行う。次にその場にはいない議員の安否確認を行う。 シナリオ1-2(休会又は閉会中) まず、登庁している議員の安否確認を行う。次にその場にはいない議員の安否確認を行う。その後、その他の非常時優先業務を行う。
シナリオ2 (平日夜間/休日等勤務時間外) (庁内にいない前提)	災害1・2	職員は、自身と家族の安全確保、安否確認を行った上で、住居の被害状況を確認する。 局長・次長は速やかに参集し、非常時優先業務にあたる。 その他の職員は、安否の報告を行い、連絡が取れる体制を確保し、自宅で待機あるいは地域での救援活動に参加する。
安否確認方法	情報機器が使える場合	事務局パソコン等から、LINEWORKS等を使って議員に一斉送信する。既読がつかない場合は、固定電話から、議員の携帯電話や固定電話に連絡する。 なお、正副議長については、送信に加えて直接電話で安否確認を行う。
	情報機器が使えない場合	事務局パソコンが使えない場合は、職員の携帯電話等使える機器を活用して、上記同様に連絡する。 正副議長についても同様とする。
	連絡手段がない場合	情報機器が全てダウンする場合を想定し、防災無線や衛星電話などの連絡体制確保の検討を行う。

2. シナリオごとと行動基準 1/6 - ②

議会事務局 初動期 災害1・2

<p style="text-align: center;">参集方法</p>	<p style="text-align: center;">災害1・2</p>	<p>参集にあたっては、本人やその家族の被災により、参集できない場合に備えた体制を整えるものとします。市全体の初動要員体制との関係に配慮し、参集できる人員確保に努めるものとします。</p> <p>事務局職員の分掌事務 局長：本部会議出席。事務局待機。 次長：議員との連絡調整。 職員：本部（連絡員、初動要員）、事務局、交代要員。</p> <p>夜間・休日等、該当する職にあたる者が参集できない場合は、下位の者が代理となる。</p>
<p style="text-align: center;">非常時優先業務</p>	<p style="text-align: center;">災害1・2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○来庁者の避難誘導、被災者の救援。 ○職員相互の安否確認。 ○議会事務局の被災状況の確認と執務スペースの確保。 ○電話・パソコン等の情報機器の稼働確認。 ○議員の安否確認。 ○市災害対策本部への連絡体制の確保と出席（局長・次長）。 ○災害時代表者会議を開催するためのスペース確保とメンバーへの連絡。 ○災害情報の収集・整理、議員への発信。 ○電気・水道等インフラの確認。 ○議場等建物の被災状況の確認と会議開催スペースの確保。 ○議場等の放送設備の稼働確認。 ○報道対応等。 ○参集途上、救命が必要となった場合は、救命活動を優先する。 <p>○1人が48時間を超えて災害対応にあたることのないよう、交代体制を整える。</p>

2. シナリオごとと行動基準 2/6

議会事務局 初動期 災害3（感染症）

【どこにいて】	【災害の種類】	議会事務局職員の行動基準
不要	災害3	<p>地震・風水害などと異なり、感染症の場合は「発災直後の安全確保と安否確認」という考え方はなじみません。また、勤務時間内か時間外かを分ける必要もありません。</p> <p>災害1・2と共通する点は以下の通りです。 職員は、自身の安全確保、家族の安否確認を行う。</p> <p>感染症独自の点は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は、自身の体温測定等体調管理に努め、発熱等があった場合は、速やかに報告する。 ・備蓄品（マスク、消毒液等）の在庫確認を行う。 ・登庁の可否を検討し、テレワークや2班体制等の調整を行う。 ・職員間、及び正副議長、全議員との連絡体制を確保する。 ・参集不可となった場合、また自宅待機となった職員や議員が出た場合に備え、オンラインを活用し、迅速に判断と決定を行う。
安否確認方法	情報機器は使える	<p>事務局パソコン等から、LINEWORKS等を使って議員に一斉送信する。既読がつかない場合は、固定電話から、議員の携帯電話や固定電話に連絡する。</p> <p>なお、正副議長については、送信に加えて直接電話で安否確認を行う。</p>
参集方法	災害3	状況に応じ、テレワークや2班体制、オンラインを活用する。

2. シナリオごと行動基準 3/6

議会事務局 安否確認以降 災害1・2・3

議会事務局職員の行動基準	局長・次長	職員
<p>安否確認や報告が終わった後、議会が最優先すべきことは、 「議会機能の維持」である。 災害時代表者会議を立ち上げるべきとき。</p>	<p>局長・次長は、市対策本部に出席した局長からの情報を受け、正副議長と速やかに連絡調整を行う。 （災害1・2）議場等の被災状況を把握し、応急修繕など整備を行う。 議会としての意思決定を行う事前協議の場として「災害時代表者会議」を速やかに開催するため、正副議長の判断により迅速に対応する。 ○災害時代表者会議を直ちに開催するか、様子を見るか。時期と開催場所、開催方法の決定。 ○メンバーへの招集連絡。 ○共有すべき情報の整理。 ○議会日程変更の検討。等が想定される。</p>	<p>職員は、非常時優先業務が一通り済んだ後、「発災後に優先して実施する通常業務」により、業務を行う。</p> <p>事務局は、LINEWORKS等、また議員貸与のタブレットを活用して、以下の内容を全議員に向け、掲示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の状況 ・議員の安否状況 ・議会の対応
<p>次に行うべきことは、 「情報収集と全体での取りまとめ」である。 災害時代表者会議等が機能すべきとき。</p>	<p>局長・次長は、市対策本部に出席した局長からの情報を受け、正副議長とともに、議会全体での情報共有、連絡調整を継続する。（市→議会） 正副議長の判断を受け、災害時代表者会議を開催し、運営を担う。（場の設定） 災害時代表者会議の内容を受け、各会派や全議員が収集した情報を整理する。（全議員→議会事務局・正副議長） 整理した情報をもとに、執行部に議会要望を伝える実務を補佐する。（正副議長・議会→市） 状況に応じ要望に対する市の回答を求める実務を補佐する。（市→正副議長・議会） それらのプロセスを議会全体で共有する実務を補佐する。（正副議長→全議員） 状況に応じ、上記の業務を円滑にするため、懇談会、オンラインなどを活用する。</p>	
<p>その後に行うべきことは、 「議会機能の早期復旧」 「復旧・復興費用のための補正予算案の審議」である。</p>	<p>局長次長は、正副議長及び執行部と連絡調整を行い、臨時議会の開催や、日程変更等を含めた、議会日程の調整を行う。 （災害3）傍聴者の対応について協議し、HP等を通じて公表する。</p>	

2. シナリオごと行動基準 4/6

議会・議員 初動期 災害1・2

議会・議員の行動基準		正副議長	会派代表等	議員
シナリオ1-1 (平日勤務時間中・本会議又は委員会開催中) (事務局職員と複数の議員が庁内にいる前提)	災害1・2	全議員は、自身の安全確保の後、速やかに議会事務局に安否の報告を行う。 SNS等の使用に関しては、不確かな情報や事実関係が明らかでない情報などが拡散しないよう厳に注意する。(ア)	まず、議長又は委員長は、会議の休憩、散会、継続の判断を行う。	必要に応じ、避難誘導や救援活動に参加する。 次に家族の安否確認や住居の被害状況の確認を行い、議会事務局に報告する。
シナリオ1-2 (平日勤務時間中・休会中または閉会中) (事務局職員は庁内にいるが、ほとんどの議員は庁内にいない前提)	災害1・2	庁内にいるときは(ア)、いないときは(イ)と同じ。	正副議長は、市役所に参集する。全議員の安否確認について、議会事務局から報告を受ける。 状況によりLINEWORKS等を使って安否確認を行う。 被災状況について情報収集を行う。(ウ)	招集に応じ、市役所に参集する。招集があるまでは状況に応じ、地域での救援活動に参加し、市役所が拾いきれない情報収集にあたる。 議会事務局、会派内で常に連絡が取れるようにする。(エ)
シナリオ2 (平日夜間/休日等勤務時間外) (事務局職員も議員も庁内にいない前提)	災害1・2	全議員は、自身と家族の安全確保、安否確認を行った上で、住居の被害状況を確認する。 速やかに議会事務局に安否の報告を行う。 SNS等の使用に関しては、不確かな情報や事実関係が明らかでない情報などが拡散しないよう厳に注意する。(イ)	(ウ)と同じ。	(エ)と同じ。
シナリオ3	市外にいる場合	原則は上記と同様である。可能な方法を使って、できるだけ早く市内に戻り、上記の役割を果たすよう努める。		
消防団や自主防災組織等との関係		議員が消防団員、自主防災組織等の構成員である場合、その活動の重要性は十分理解するところである。が、大規模災害時の議員活動との整合性について懸念はあるため、原則として消防団や自主防災組織等の「長に就かない」ことが望ましい。		

2. シナリオごと行動基準 5/6

議会・議員 初動期 災害3（感染症）

議会・議員の行動基準	正副議長 正副議運委員長	会派代表等	議員
<p>地震・風水害などと異なり、感染症の場合は「発災直後の安全確保と安否確認」という考え方はなじまない。 また、勤務時間内か時間外かを分ける必要もない。</p> <p>感染症独自の点は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none">・議員は、自身の安全確保、家族の安否確認を行う。・議員は、自身の体温測定等体調管理に努め、発熱等があった場合は、すみやかに議会事務局に報告する。・議会事務局との連絡体制、及び正副議長、正副議運委員長、議員間の連絡体制を確保する。・参集不可となった場合、また自宅待機となった議員が出た場合に備え、オンラインを活用し、迅速な判断と決定を行う。			

2. シナリオごとと行動基準 6/6

議会・議員 安否確認以降 災害1・2・3

議会・議員の行動基準	正副議長＋正副議運委員長	会派代表等	議員
<p>安否確認や報告が終わった後、議会が最優先すべきことは、 「議会機能の維持」である。 災害時代表者会議を立ち上げるべきとき。</p>	<p>正副議長は、市対策本部に出席した局長からの情報を受け、（災害1・2）議場等の被災状況整備状況を把握する。</p> <p>議会としての意思決定を行う事前協議の場として「災害時代表者会議」を速やかに開催するため、迅速な判断と決定を行う。 ○災害時代表者会議を直ちに開催するか、様子を見るか。時期と場所、方法を決定。 ○メンバーへの招集連絡。 ○共有すべき情報の整理。 ○議会日程変更の検討。等が想定される。</p>	<p>会派代表者は、正副議長・議会事務局と連絡を取り、招集に応じられるよう備える。地域での救援活動に参加し、市役所が拾いきれない情報収集にあたる。会派ごとに情報収集や市民要望の聞き取りに努める。</p>	<p>議員は、会派代表者・議会事務局と連絡を取り、招集に応じられるよう備える。地域での救援活動に参加し、市役所が拾いきれない情報収集にあたる。会派ごとに情報収集や市民要望の聞き取りに努める。</p>
<p>次に行うべきことは、 「情報収集と全体での取りまとめ」である。 災害時代表者会議等が機能すべきとき。</p>	<p>正副議長は、市対策本部に出席した局長からの情報を受け、議会全体での情報共有、連絡調整を継続する。（市→議会） 災害時代表者会議を開催する。（場の設定） 災害時代表者会議の内容を受け、各会派や全議員が収集した情報を集約する。（全議員→議会事務局・正副議長） 集約した情報をもとに、執行部に議会要望を伝える。（正副議長・議会→市） 状況に応じ要望に対する市の回答を求める。（市→正副議長・議会） それらのプロセスを議会全体で共有する。（正副議長→全議員）</p>	<p>会派代表者は、議員各自が収集した情報や市民要望を会派ごとに集約し、災害時代表者会議等を通じて、正副議長に提出する。</p>	<p>収集した情報や市民要望を会派ごとに集約し、災害時代表者会議等を通じて、正副議長に提出する。</p>
<p>その後に行うべきことは、 「議会機能の早期復旧」 「復旧・復興費用のための補正予算案の審議」である。</p>	<p>正副議長は、臨時議会の開催や、日程変更等を含めた、議会日程の調整を行う。 専決処分を頻発することがないよう、執行部との連絡を密にし、議会機能を維持するよう努める。 （災害3）傍聴者の対応について協議し、HP等を通じて公表する。</p>	<p>議員は、情報収集や市民要望の聞き取りに努め、議会機能を維持するため、秩序ある行動に努める。</p>	<p>発災後の混乱期において、各議員が各々担当職員にアクセスしたことにより、担当職員が業務に専念できなかったという過去の教訓を生かすため、個々の議員は担当職員への直接アクセスを慎む。</p>

体系図

～3時間	～12時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月
初動期 ：安全確保・安否確認・報告まで 可能な限り素早く					
安否確認以降					

